

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号)第 6 条の規定により、(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業を特定事業として選定しましたので、同法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成 17 年 10 月 25 日

宇多津町長 谷川 実

(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業

特定事業の選定

平成 17 年 10 月

宇 多 津 町

目 次

第1 事業概要	1
1 事業の目的	1
2 事業内容	1
(1) 事業方式	1
(2) 事業期間	1
(3) 業務範囲	1
第2 町が直接実施する場合とPFIで実施する場合の評価	2
1 評価方法	2
2 町の財政負担見込額による定量的評価	3
(1) 町の財政負担額算定の前提条件	3
(2) 算定結果	4
3 PFI方式により実施することの定性的評価	4
(1) サービス水準の向上	4
(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営	4
(3) 財政の平準化	4
4 総合的評価	4

第 1 事業概要

1 事業の目的

現在の宇多津町学校給食共同調理場は老朽化しているとともに、「学校給食衛生管理の基準」の改定に伴う、ドライ方式設備の導入、非汚染区域・汚染区域の区分による衛生管理の徹底への対応が困難な状況にある。

また、学校給食に対する多様なニーズに対応する必要がある、新たな給食センターの整備が求められている。

しかしながら、町の財政状況は厳しく、従来以上の「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づく事業手法を用いることにより、さらに安全・安心な学校給食の実現を図ることとした。

2 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、町と事業契約を締結し当該特定事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)が本施設を設計及び建設し、完工後は町が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運営業務を実施する、BTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

(2) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から平成 39 年 3 月 31 日までの約 21 年間を予定し、次のとおりとする。

設計・建設期間	平成 18 年 4 月から平成 19 年 2 月(11 ヶ月間)
本施設の所有権移転	平成 19 年 3 月
開業準備	平成 19 年 3 月(1 ヶ月間)
維持管理・運営期間	平成 19 年 4 月から平成 39 年 3 月(20 年間)

(3) 業務範囲

本事業は、事業者が、新給食センターの施設設計・建設業務、維持管理業務、運営業務等を行うことを業務の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、「要求水準書」で改めて詳細に示すが、その概要は次のとおりである。

施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計・建設業務
- (イ) 外構の設計・建設業務
- (ウ) 調理設備の設置業務
- (エ) 施設備品の設置業務（食器・食缶等の調達業務を含む）
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 建築確認申請等の手続業務及び関連業務

施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む）
- (ウ) 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む）
- (エ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む）
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

運営業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 検収業務
- (ウ) 調理業務（下処理業務、配缶業務を含む）
- (エ) 配送・回収業務
- (オ) 洗浄・残飯処理業務
- (カ) 運営備品の調達業務（配送車を含む）
- (キ) 衛生管理業務

町への施設の所有権移転業務

第2 町が直接実施する場合とPFIで実施する場合の評価

1 評価方法

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた宇多津町の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の点について評価を行った。

- ・町の財政負担見込額による定量的評価
- ・PFI事業として実施することの定性的評価
- ・上記による総合評価

町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税金についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 町の財政負担見込額による定量的評価

(1) 町の財政負担額算定の前提条件

本事業を町が直接実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

町の財政負担額算定の前提条件表

	町が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	本施設の設計及び建設に関する業務費 本施設の維持管理に関する業務費 本施設の運営に関する業務費 開設関連費 起債償還費 保険料	本施設設計及び建設に関する業務費 本施設の維持管理に関する業務費 本施設の運営に関する業務費 開設関連費 アドバイザー費 モニタリング費 公租公課費 保険料
共通の条件	事業期間：21 年間（設計・建設期間 1 年間、維持管理運営期間 20 年間） 調理給食数：2,100 食/日（最大供給食数 2,300 食/日） インフレ率：0%（人件費のみ上昇率 1 %/年と設定） 割引率：4%（平成 17 年を係数 1）	
設計及び建設に関する費用	概略の施設計画に基づき、他自治体の学校給食センターの実績等を勘案して設定	設計、建設、維持管理及び運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	概略の施設計画に基づき、現施設及び他自治体の学校給食センターの実績等を勘案して設定	
運営に関する費用	概略の施設計画に基づき、現施設及び他自治体の学校給食センターの実績等を勘案して設定	
資金調達に関する事項	国庫補助金 一般財源 起債 * 近年の動向をふまえ金利設定	建設一時金 資本金 銀行借入 * 近年の動向をふまえ金利設定

(2) 算定結果

上記の前提条件を基に、町が自ら実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を比較した結果は次のとおりである。

項 目	金額（単純合計）	金額（現在価値）
町が自ら実施する場合の財政負担額	2,639 百万円	1,768 百万円
PFI方式により実施する場合の財政負担額	2,360 百万円	1,538 百万円
財政負担削減額	279 百万円	230 百万円

上記金額は消費税を含む。

この結果、現在価値換算額で、本事業を町が自ら事業を実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約230百万円（約13.0%）削減されるものと見込まれる。

3 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、町の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) サービス水準の向上

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営等の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性、環境問題への対応が可能となり、良質かつ効率的なサービスの提供が期待できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(3) 財政の平準化

本事業に必要な費用を20年間にわたる維持管理及び運営期間を通じてサービスの対価を毎年一定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能になる。

4 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、事業全体を通じて事業者の資金調達力や効率的及び効果的な事業ノウハウを活用することが可能になり、結果として定量的評価における財政負担の縮減を期待できるとともに定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

以上